



難再生古紙の拠点回収場所が変更となります

桜町上水会館に拠点回収ボックスを新たに設置しました。平成26年7月から、写真や紙コップ、レシート（感熱紙）などの難再生古紙の拠点回収を実施しています。回収された難再生古紙は、難再生古紙資源化処理施設で、トイレットペーパーなどにリサイクルされます。市民の皆さんのご協力により、昨年度は約4.4tの可燃ごみの減量となりました。これからもさらにご活用ください。

〈投入の際の注意〉

▷難再生古紙専用の拠点回収ボックスになりますので、ざつがみ、雑誌・本、新聞、段ボール、紙パック（内側が白いもの）、シュレッダー紙など通常古紙は拠点回収ボックスに投入しないでください。

▷難再生古紙をご自宅から出す場合は、燃やすごみとして出してください。

▷個人情報記載されたものを出すことが心配な方は、その部分を切り取ったり、黒く塗りつぶしたりなどの対策を行ってから投入してください。

婦人会館における拠点回収休止のお知らせ

耐震補強工事の実施に伴い、婦人会館の拠点回収を工事期間中は休止します。利用者の方にはご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

■休止期間 3月26日（火）～7月17日（水）

難再生古紙拠点回収場所一覧

施設名	開館時間	施設名	開館時間
婦人会館 梶野町5-10-32	午前9時～午後10時 休館日＝毎月第2・4月曜日、年末年始	公民館本館 本町2-15-11	午前9時～午後10時 休館日＝毎月第1・3火曜日、年末年始
前原町西之台会館 前原町3-8-1	午前9時～午後10時 休館日＝毎月第2・4水曜日、年末年始	公民館東分館 （東センター） 東町1-39-1	
桜町上水会館 桜町2-8-13		公民館貫井南分館 （貫井南センター） 貫井南町4-3-23	
栗山公園 健康運動センター 中町2-21-1	午前9時～午後9時 休館日＝毎月第2月曜日、年末年始	市役所本庁舎 本町6-6-3	午前8時30分～午後5時 休館日＝毎週土曜・日曜・祝日、年末年始
リサイクル事業所 中町3-19-16	午前9時～午後4時 休館日＝毎週金曜・土曜・日曜・祝日、年末年始 ※3月28日（木）まで	市役所第二庁舎 前原町3-41-15	
公民館貫井北分館 （貫井北センター） 貫井北町1-11-12		公民館緑分館 （緑センター） 緑町3-3-23	

※各施設の館内に拠点回収ボックスがありますので、開館時間内に利用してください

最終処分場をもっと知ろう

最終処分のご理解・ご協力に感謝申し上げます

多摩地域の不燃系ごみの一部および焼却処理により発生する焼却灰は、本市も加入している東京たま広域資源循環組合が管理・運営する最終処分場である日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場および東京たまエコセメント化施設に搬入され、不燃系ごみの一部は埋立処分、焼却灰はエコセメント化されます。焼却灰は土木・建築工事やコンクリート製品等の資材としてリサイクルされ、市内でも道路などに利用されています。施設が所在する日の出町の皆様のご理解・ご協力に心から感謝を申し上げます。

これまでの経緯

日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場は、平成10年1月に開設され、平成25年度には埋め立てを終了する予定でした。しかし、多摩地域に新たな最終

処分場の建設用地の確保が困難であることから、可能な限り同処分場の使用年数を延伸する必要が出てきました。

そのため、平成18年度に焼却灰をセメントの一部として再生利用する、東京たまエコセメント化施設を設置し、リサイクルすることで埋立処分量を大幅に減少させました。この結果、最終処分場を大幅に延命することができています。

私たちにできること

私たちの生活の中でごみは必ず発生し、その後必ず処理を伴います。最終処分場の長期安定的な運営と日の出町の皆様の負担を軽減するためには、さらなるごみの減量と分別の徹底が大切です。市民の皆さんのご理解・ご協力をお願いします。

スプレー缶（中身あり）の出し方について



平成30年12月16日、札幌市において大量のエアゾール製品の中身が屋内で噴射され、これに引火したことが原因とみられる爆発火災事故が発生しました。

エアゾール製品およびカセットボンベ等のスプレー缶を捨てる際は、以下のことに注意し排出をお願いします。

- ▷製品を最後まで使い切る
- ▷缶を振って音を確認するなどにより充填物が残っていないか確認する
- ▷ガス抜きキャップがある製品については、火気のない風通しの良い屋外でキャップを使用し充填物を出し切る



出し方例

中身を出し切ることが困難な場合は、火災・爆発事故の原因となりますので、穴をあけずに「中身あり」と直に書くか、貼り紙をしてスプレー缶の回収日に出してください。危険ですので絶対に他のごみに混入させないでください。

※フロンが入ったものは回収できません

※袋に入れる場合はびんや有害ごみと一緒に入れないでください

減免対象世帯にごみ指定収集袋を交付

平成31年度分のごみ指定収集袋を、減免対象世帯に対して、一定の枚数を無料で交付します。

平成31年3月1日時点で対象の方には、3月13日に申請書を発送しました。最近対象となった方や申請書が届かない方は、ご連絡ください。

対右表のいずれかに該当する世帯
他▷4月以降、年度途中で申請した場合は、週単位で換算した枚数の交付となります▷交付する枚数が多くなりますので、マイバッグなどを持参してください▷交付枚数など、詳しくはお問い合わせください

申3月15日（金）～29日（金）午前9時～午後4時（土曜・日曜・祝日を除く）に、申請書に必要事項を明記し、押印のうえ、市役所西庁舎1階第六会議室へ持参してください。

減免対象世帯
生活保護受給世帯、中国残留邦人等支援給付受給世帯
児童扶養手当受給世帯
特別児童扶養手当受給世帯
遺族基礎年金のみの受給世帯
高齢福祉年金受給世帯
平成30年度市民税非課税世帯のうち、次のいずれかの方が属する世帯
▷身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている方
▷愛の手帳（療育手帳）1度または2度の交付を受けている方
▷精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方